

2020年2月27日

一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会
事務局長 駒崎弘樹

居宅児発と通所を併用できない問題に関する提起その2

2019/11/29の永田町子ども未来会議に引き続き、表記の件を提起いたします。

【今回の報告要旨（サマリー）】

- 居宅児発訪問型児童発達支援（以下、居宅児発）を利用中のお子さん、と、受給できないお子さんの両方を、まずご紹介します。
- 後述の事務処理要領では、通所施設へ通うための移行期間は、居宅児発との併用が可能とされています。通所サービスを受給したら移行したとみなすのではなく、通所サービスで受給されている日数を利用できるまでは社会的に移行が完了しないとみて、移行期間と柔軟に解釈することはできませんでしょうか。

【居宅児発を利用中のお子さん】



- 24時間呼吸器管理の重症児スコア19点の14歳のお子さんです。
- 放課後等デイサービス（以下、放デイ）を月に1回利用していますが、居宅児発も併給されている例です。
- 日常生活の様子

- 呼吸器管理・体温調節困難により、基本的に自宅で生活。
 - 通学できず、週に3回、1回2時間の訪問学級を受けている。
 - 学校の特別なイベントに参加するとき以外、友人との関わりはない。
 - 関わりのある人は、家族と訪問医、訪問看護師、担任教師のみ。
 - 母親から「年相応の刺激や、人との関わりを増やしてあげたい」と依頼があり、居宅児発の開始となった。
- 放デイへの通所の様子
 - 区には医療的ケア児が通える放デイがないために、月に1度、土曜だけ通所している。
 - 最寄駅まで大人の足で徒歩10分をバギーを押していき、電車で6駅、都心のターミナル駅で、放デイの送迎バスと合流。母も乗車して放デイまで行き、子どもを受け渡す。
 - 母は放デイから家に帰り、きょうだい児3人の食事の準備をして、3時間後にまた放デイ、ないしはターミナル駅で子どもを受けとり、家まで電車で戻る。
- 居宅児発での様子
 - 訪問学級の先生と連携をとり、居宅児発の内容を構築。
 - 写真やエピソード入りのオリジナルの教材を作成し、地理や時事問題の学習をサポート。
 - 長期休みには、外出困難な分自宅で楽しい時間を持てるように、「おうちで実験教室」を開催。浮力の実験、ドライアイスの実験、バスボムづくりなどを開催。きょうだい児も巻き込みながら、楽しい時間を過ごしている。本人は全身を震わせて反応されている。
 - 母親からは、「外出が難しい分、おうちでたくさんの人との関わりや楽しい刺激を与えてもらえて嬉しい。自分だけではなかなか考えられない」という声が聞かれている。

【居宅児発を受給できないお子さん】

- 24時間呼吸器管理の重症児スコア19点の6歳のお子さんです。
- 放デイを利用するため、居宅児発を受給できなかった例です。
- 申請の様子
 - 特別支援学校に通学するお子さん。
 - 呼吸器があるため、毎日保護者が学校に付き添っている。学校の夏休みがあるので、週1回放デイと居宅児発を申請したが、受給できなかった。
 - 呼吸器管理や体温調節困難があり、デイサービスに通うことで非常に疲れてしまい、翌日の学校を休んでしまうこともある。
 - 居宅児発が併用できれば、自宅でも療育が受けられるので、体調を整えることができる。結果、学校生活への影響を減らす事ができるのでこれを認めてほしい。
- 日常生活の様子
 - 呼吸器管理・体温調節困難により、通院や児童発達支援の移動には移送サービスを使っていた。
 - 母親からは「放デイ等で、集団で療育を受けることは周りへの反応が広がり、子どもの成長発達のために必要である。ただし外出することは、身体の負担もあるので訪問型も使いたい」という声が聞かれるありました。

【ご提案】

- 『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和元年7月1日）』に、以下の文言があります。
- 同時に通所給付決定できるサービスの組み合わせについて
「居宅訪問型児童発達支援については、対象者が、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせる通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、**通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えない。**」
- この「移行期間」を、**通所サービスを受給したら移行したとみなすのではなく、通所サービスで受給されている日数を利用できるまでは社会的に移行が完了しないとみて、移行期間と柔軟に解釈することはできません**でしょうか。

以上。

以下、前回11/29の報告内容です。

【前回の報告要旨（サマリー）】

- 居宅訪問型児童発達支援（以下、居宅児発）は居宅で療育をおこなうことができる素晴らしい制度ですが、ほとんど利用されていません。
- その理由のひとつに、自治体が、通所療育に通っている子どもについて通所との併用を理由に申請を却下していることが挙げられます。
- 一方、厚労省は「移行期間として組み合わせは可能と書いており、どこまで広く捉えるかは自治体判断。プロセスは子どもによっていろいろあるので幅広く捉えてもらえないかと思っている」と述べています。
- せっかくの良い制度が必要とする人への支援に結びつくように、調整をお願いいたします。

【『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』 令和元年7月1日】

- この書類に、以下の文言があります。
- 「居宅訪問型児童発達支援については、対象者が、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせる通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、**通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えない。**」
- この文言を巡って、厚生労働省と東京都（および各基礎自治体）の見解が分かれています。

【厚生労働省にヒアリングした結果】

- 文書の内容は二者択一の書きぶりになっておりストレートにとるとたしかにそうも読めるが、移行期間として組み合わせは可能と書いており、どこまで広く捉えるかは自治体判断としてい

る。

- プロセスは子どもによっていろいろあるので幅広く捉えてもらえないかと思っている。

【東京都にヒアリングした結果】

- 東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課（児童福祉施設担当）にヒアリングした。
- 東京都としては省令・通知に従うしかなく、いまの省令・通知からは「幅広くとらえてもらいたい」という意図は読み取れないので、通知を出してほしい。

【居宅児発の申請が却下された事例】

- 2019年6月1日に指定を受けた居宅児発事業所・障害児訪問支援ナンシーを利用しようとして居宅児発を申請した人のうち、把握している50人の結果を示します。
- 受給...30人
- 却下...20人
- 却下の内訳は割愛。

以上。